|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 新 | 旧 | 備　　考 |
| 給水装置工事施行基準  (2025.4改正版）  鹿児島市水道局 | 給水装置工事施行基準  (2024.6改正版）  鹿児島市水道局 | 【修正】  改正年月を変更 |
| 新 | 旧 | 備　　考 |
| 行うべき事項は，次のとおりである。  　⑴　給水装置の竣工図を交付する。  　⑵　給水装置の使用方法，その他維持管理に必要と思われる次の事項を説明し，又は指導  する。  　　ア　メーター及び止水栓などの位置を明確にしておき，その上に物など置かないこと。  　　　また，家屋の増改築のためメーター及び止水栓などが家屋の下になるような場合は，  これらの位置を変更すること。  イ　給水栓コマパッキンの取替えなど簡易な修繕は，使用者にもできるのでその修繕の  方法を指導する。  　　ウ　漏水の発見方法及び漏水の早期予防を指導するとともに，漏水を発見した場合は，  ただちに止水栓で止水し，指定給水工事業者又は管理者に通報し，適切な措置をとるように指導する。  　　エ　給水栓にゴムホースなどをつけて使用する場合は，使用後必ず取り外しておくこと。  　　オ　湯沸器など給水装置に係る器具の正しい使い方を指導する。  　　カ　受水槽の清掃など管理を適切に行うこと。  　⑶　工事の保証期間について説明する。  　⑷　管理者から示される条件等の内容を，あらかじめ説明する。  　⑸　故障の際の連絡先について説明する。  2-1-3 | 行うべき事項は，次のとおりである。  　⑴　給水装置の完成図を交付する。  　⑵　給水装置の使用方法，その他維持管理に必要と思われる次の事項を説明し，又は指導  する。  　　ア　メーター及び止水栓などの位置を明確にしておき，その上に物など置かないこと。  　　　また，家屋の増改築のためメーター及び止水栓などが家屋の下になるような場合は，  これらの位置を変更すること。  イ　給水栓コマパッキンの取替えなど簡易な修繕は，使用者にもできるのでその修繕の  方法を指導する。  　　ウ　漏水の発見方法及び漏水の早期予防を指導するとともに，漏水を発見した場合は，  ただちに止水栓で止水し，指定給水工事業者又は管理者に通報し，適切な措置をとるように指導する。  　　エ　給水栓にゴムホースなどをつけて使用する場合は，使用後必ず取り外しておくこと。  　　オ　湯沸器など給水装置に係る器具の正しい使い方を指導する。  　　カ　受水槽の清掃など管理を適切に行うこと。  　⑶　工事の保証期間について説明する。  　⑷　管理者から示される条件等の内容を，あらかじめ説明する。  　⑸　故障の際の連絡先について説明する。  2-1-3 | 【修正】  「完成図」を「竣工図」へ名称修正  （鹿児島市水道局指定給水装置工事事業者規程と表記統一） |
| 新 | 旧 | 備　　考 |
| 第２節　工事施行に伴う申請手続等  １　給水装置工事の施行承認  1.1　施行承認の意義  給水装置の工事をしようとする者は，あらかじめ管理者に申し込み，その承認を受け  なければならない。  これは，管理者の配水管を損傷しないこと，他の需要者への給水に支障を生じたり危  害を与えないこと，また，水道水質の確保に支障を生じないこと等の確認をするためで  ある。  ※　管理者の承認を受けずに給水装置の工事を施工したものは，条例第32条第1号の規定により過料が科せられる。  1.2　施行承認する工事  　⑴　給水装置を新設する工事  　⑵　給水装置を改造する工事  　⑶　給水装置を修繕(法第16条の2第3項の国土交通省で定める給水装置の軽微な変更を  除く)する工事  　⑷　給水装置を撤去する工事  1.3　承認要件  　⑴　給水区域内であって，当該給水装置の設置が可能な立地条件にあること。  　⑵　当該給水装置による計画使用水量が，分岐予定の配水管又は既設給水装置の給水能力  の範囲内であること。  　⑶　当該給水装置の口径は適正であること。  　⑷　計画使用水量は，効率的な使用方法に基づき算出されたものであること。  　⑸　メーターの設置基準及び性能基準に適合していること。  　⑹　当該給水装置の設置場所に使用見込みのない既設給水装置がある場合は，その既設給  水装置を撤去すること。  　⑺　その他給水装置の管理に支障を及ぼさないこと。  1.4　施行承認の申込み  施行承認の申込みは，施行規程様式第１号に必要事項を記入して管理者に提出する。  　 ⑴　給水装置工事申請・設計書　兼　受水槽以下設備工事届出書  　　 ア　装置場所  　　　 　給水装置を使用する場所の所在地を記入する。  　　 イ　申請者  　　　　 給水装置を設置する者(申請者)の現住所及び氏名を記入する。法人等の場合，代  表者氏名も記入する。また，氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。  　　 ウ　給水装置番号  2-2-1 | 第２節　工事施行に伴う申請手続等  １　給水装置工事の施行承認  1.1　施行承認の意義  給水装置の工事をしようとする者は，あらかじめ管理者に申し込み，その承認を受け  なければならない。  これは，管理者の配水管を損傷しないこと，他の需要者への給水に支障を生じたり危  害を与えないこと，また，水道水質の確保に支障を生じないこと等の確認をするためで  ある。  ※　管理者の承認を受けずに給水装置の工事を施工したものは，条例第32条第1号の規定により過料が科せられる。  1.2　施行承認する工事  　⑴　給水装置を新設する工事  　⑵　給水装置を改造する工事  　⑶　給水装置を修繕(法第16条の2第3項の国土交通省で定める給水装置の軽微な変更を  除く)する工事  　⑷　給水装置を撤去する工事  1.3　承認要件  　⑴　給水区域内であって，当該給水装置の設置が可能な立地条件にあること。  　⑵　当該給水装置による計画使用水量が，分岐予定の配水管又は既設給水装置の給水能力  の範囲内であること。  　⑶　当該給水装置の口径は適正であること。  　⑷　計画使用水量は，効率的な使用方法に基づき算出されたものであること。  　⑸　メーターの設置基準及び性能基準に適合していること。  　⑹　当該給水装置の設置場所に使用見込みのない既設給水装置がある場合は，その既設給  水装置を撤去すること。  　⑺　その他給水装置の管理に支障を及ぼさないこと。  1.4　施行承認の申込み  施行承認の申込みは，施行規程に定める様式に必要事項を記入して管理者に提出する。  　 ⑴　『給水装置工事申請・設計書　兼　受水槽以下設備工事届出書』(施行規程様式第1  号)の所定欄に必要事項を記入して管理者に提出する。  　　 ア　装置場所  　　　 　給水装置を使用する場所の所在地を記入する。  　　 イ　申請者，使用者  　　　　 給水装置を設置する者(申請者)の現住所及び氏名を記入し押印する（自署の場合は  押印不要）。法人等の場合，代表者氏名も記入する。また，氏名及び代表者氏名にフ  リガナを記入する。  2-2-1 | 【修正】  様式第１号の見直しにより、表記の修正  【修正】  申請書様式から押印廃止のため文言修正 |
| 新 | 旧 | 備　　考 |
| エ　利害関係者確認  　　　　当該給水装置において利害関係人が存在する場合には，承諾を確認する。  　　オ　誓約事項  　　　　給水装置について，以下の内容を誓約するものである。誓約内容について，申請者  が納得することが必須である。  (ｱ)　給水装置について第三者からの異議の申し立てを受けたときは，私方で責任を  もって解決すること  (ｲ)　水道メーター及び給水装置は条例に従い保管・管理すること  (ｳ)　給水装置に起因する問題が生じた際は，申請者が責任を持って解決すること  (ｴ)　各種給水方式の選択・設備を設ける場合の誓約  (ｵ)　竣工後，申請者は指定給水工事業者から竣工図を基に説明を受け，施行内容に  ついて確認すること  ⑵　委任状  　ア　委任日  　イ　工事申請者（委任者）  　　　申請者の現住所及び氏名を記入し押印する（自署の場合は押印不要）。法人等の場  合，代表者氏名も記入する。  　ウ　指定給水工事業者  　　　工事等を受任する指定給水工事業者の商号，代表者氏名及び住所を記入する。  　エ　工事箇所（装置場所）  　オ　管理者への申請等に関する委任事項は次のとおりである。  (ｱ)　工事の施行承認等工事に伴う管理者への諸手続き  (ｲ)　工事施行  (ｳ)　工事に係わる給水負担金，設計審査・工事検査手数料の納付又は還付に関する  一切の権限  給水装置工事の申請及び工事施行その他工事に関する一切の事項を指定給水工事業  者に委任するためのものである。委任の範囲については，申請者と指定給水工事業者  双方が納得することが必須である。  1.5　給水装置における施行承認の保留  給水装置においては，例外的な取扱いとして施行承認を行う以前において特定行政庁  から管理者に違反建築であるとして，一時的に承認を保留することがある。  このことは，安全，快適な市民生活の確保を目的として行われている建築行政に助力  するものとして，給水義務の履行に影響のない範囲において，違反建築物の発生防止を  図るために行っているものである。  指定給水工事業者においても工事の受注に際しては，建築確認書等により違反建築物  でないことを確かめ，違反建築物である場合は，違反理由が解消したのちに工事を申し  込むよう説明するなどの配慮が必要である。  2-2-2 | 給水装置を使用する者(使用者)の氏名を記入する。法人等の場合，代表者氏名も記  入する。また，氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。  ウ　給水装置番号  　　エ　幹線所有者・土地所有者・家屋所有者  　　　　当該給水装置において利害関係人が存在する場合には，承諾を確認する。  　　オ　委任及び誓約  　　　　給水装置工事の申請及び工事施行その他工事に関する一切の事項を指定給水工事  業者に委任するためのものであり，また給水装置について第三者から異議の申立てを  受けたときは，私方で責任をもって解決すること，水道メーター及び給水装置は条例  にしたがい管理することを誓約するものである。委任の範囲と誓約内容については，  申請者と指定給水工事業者双方が納得することが必須である。  　　　　管理者への申請等に関する委任事項は次のとおりである。  (ｱ)　工事の施行承認等工事に伴う管理者への諸手続き  (ｲ)　工事施行  (ｳ)　工事に係わる給水負担金，設計審査・工事検査手数料の納付又は還付に関する一  切の権限    1.5　給水装置における施行承認の保留  給水装置においては，例外的な取扱いとして施行承認を行う以前において特定行政庁  から管理者に違反建築であるとして，一時的に承認を保留することがある。  このことは，安全，快適な市民生活の確保を目的として行われている建築行政に助力  するものとして，給水義務の履行に影響のない範囲において，違反建築物の発生防止を  図るために行っているものである。  指定給水工事業者においても工事の受注に際しては，建築確認書等により違反建築物  でないことを確かめ，違反建築物である場合は，違反理由が解消したのちに工事を申し  込むよう説明するなどの配慮が必要である。  2-2-2 | 【修正】  使用者記入欄は廃止されているため、文言修正  【修正】  利害関係者確認欄を参考様式へ分離したため、文言修正  【追記】  誓約内容の記載  【追記】  委任状様式設定に伴う項目新設 |
| 新 | 旧 | 備　　考 |
| 第３節　設　　計　　審　　査  　給水装置の工事をしようとする者は，あらかじめ管理者に申し込み，その承認を受けなけ  ればならない。  　⑴　給水装置工事の申込み  　　　工事の申込みをしようとする者は，指定給水工事業者の中から工事を施工させる者を  選定しなければならない。よって，申込者から委任を受けた指定給水工事業者は，その  工事を施工する場合は，規定する設計書により，あらかじめ管理者の設計審査を受けな  ければならない。  　⑵　設計審査の目的  　　　設計審査は，給水装置工事の適正施行を確保するため，工事着手前に設置しようとす  る給水装置の構造，使用材料，施工方法等が本市の施行基準に適合していることを確認  するために行うものである。  　⑶　設計審査を要する工事  　　　指定給水工事業者が施行する給水装置の新設，改造，修繕，撤去の工事。  １　設計審査の申込方法  　⑴　提出書類  給水装置工事の新設，改造，修繕又は撤去を行うときは，施行規程様式第１号に必要  事項を記入して提出する。  　　ア　給水装置工事申請・設計書　兼　受水槽以下設備工事届出書  　　イ　委任状  　⑵　「給水装置工事申請・設計書　兼　受水槽以下設備工事届出書」の記入方法  　　　各記入欄に次の事項を記入する。  　　ア　装置場所  　工事箇所の住所を記入する。土地使用承諾，支管分岐等利害関係者の承諾が必要な  場合は，別途承諾書等を提出する。  　　イ　申請者  　　　　申請者の氏名及び住所を記入する。法人等の場合，代表者氏名も記入する。また，  氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。  　　ウ　給水装置番号  エ　指定給水工事業者  指定給水工事業者の商号，指定番号，代表者氏名及び住所を記入する。  　　オ　主任技術者  2-3-1 | 第３節　設　　計　　審　　査  　給水装置の工事をしようとする者は，あらかじめ管理者に申し込み，その承認を受けなけ  ればならない。  　⑴　給水装置工事の申込み  　　　工事の申込みをしようとする者は，指定給水工事業者の中から工事を施工させる者を  選定しなければならない。よって，申込者から委任を受けた指定給水工事業者は，その  工事を施工する場合は，規定する設計書により，あらかじめ管理者の設計審査を受けな  ければならない。  　⑵　設計審査の目的  　　　設計審査は，給水装置工事の適正施行を確保するため，工事着手前に設置しようとす  る給水装置の構造，使用材料，施工方法等が本市の施行基準に適合していることを確認  するために行うものである。  　⑶　設計審査を要する工事  　　　指定給水工事業者が施行する給水装置の新設，改造，修繕，撤去の工事。  １　設計審査の申込方法  　⑴　提出書類  　　　「給水装置工事申請・設計書　兼　受水槽以下設備工事届出書」  　　　　給水装置工事の新設，改造，修繕又は撤去を行うときは，「給水装置工事申請・設  計書　兼　受水槽以下設備工事届出書」(施行規程様式第1号)に必要事項を記入して  提出する。  　⑵　「給水装置工事申請・設計書　兼　受水槽以下設備工事届出書」の記入方法  　　　各記入欄に次の事項を記入する。  　　ア　工　　種  　　イ　装置場所  　　　　工事箇所の住所を記入し，支管分岐の場合は，「幹線所有者」欄へ幹線の給水装置  番号及び幹線所有者名を記入し，承諾印を押印する（自署の場合は押印不要）。  　　ウ　申請者，使用者  　　　　申請者の氏名及び住所を記入し押印する（自署の場合は押印不要）。使用者の氏名  を記入する。法人等の場合，代表者氏名も記入する。また，氏名及び代表者氏名にフ  リガナを記入する。  　　エ　給水装置番号，種別及び業態  オ　指定給水工事業者  2-3-1 | 【修正】  様式第１号の見直しにより、表記の修正  【修正】  申請書様式から押印廃止のため文言修正 |
| 新 | 旧 | 備　　考 |
| 当該工事を担当する主任技術者の氏名を記入する。  　　カ　申請概要  　　　　建築種別，建物概要等を記入する。  　　キ　工事申請日・竣工予定日  　　　　当該工事の工事申請及び竣工予定年月日を記入する。  　　ク　工事費（必要に応じ），使用材料  　　ケ　位置図  　　コ　設計条件及び設計図  　⑶　「委任状」の記入方法  ア　委任日  イ　工事申請者（委任者）  　　申請者の現住所及び氏名を記入する（自署の場合は押印不要）。法人等の場合，  代表者氏名も記入する。  ウ　指定給水工事業者  　　 工事等を受任する指定給水工事業者の商号，代表者氏名及び住所を記入する。  エ　工事箇所（装置場所）  ２　審査項目  　　管理者は，次の項目について給水装置の構造，使用材料，施工方法等が本市の施行基準  に適合しているかを審査し，同時に設計に当たって必要な事項の調査がなされているかを  確認する。  　⑴　所要水量  　⑵　分岐箇所  　　　配水管又は既設管の位置，管種及び口径の確認  　⑶　配　　管  　　　管種，配管位置及び構造等の適否  　⑷　止水栓及びメーターの設置位置の適否  　⑸　給水管口径の適否  　⑹　メーター口径の適否  　⑺　取付器具及び使用材料の適否  　⑻　危険防止  　　　逆流防止装置及び水撃防止器具等の適否  　⑼　受水槽容量並びに構造及び材質の適否  ３　手数料等の納入  　　給水装置工事申請の設計審査承認後に，給水負担金・設計審査及び工事検査手数料を納  入すること。  2-3-2 | 指定給水工事業者の商号，指定番号，代表者氏名及び住所を記入し押印する。  　　カ　主任技術者  　　　　当該工事を担当する主任技術者の氏名を記入する。  　　キ　着工・完成予定  　　　　当該工事の着工及び完成予定年月日を記入する。  　　ク　工事費（必要に応じ），使用材料　(貼付け不可)  　　ケ　位置図　(貼付け不可)  　　コ　設計条件及び設計図  ２　審査項目  　　管理者は，次の項目について給水装置の構造，使用材料，施工方法等が本市の施行基準  に適合しているかを審査し，同時に設計に当たって必要な事項の調査がなされているかを  確認する。  　⑴　所要水量  　⑵　分岐箇所  　　　配水管又は既設管の位置，管種及び口径の確認  　⑶　配　　管  　　　管種，配管位置及び構造等の適否  　⑷　止水栓及びメーターの設置位置の適否  　⑸　給水管口径の適否  　⑹　メーター口径の適否  　⑺　取付器具及び使用材料の適否  　⑻　危険防止  　　　逆流防止装置及び水撃防止器具等の適否  　⑼　受水槽容量並びに構造及び材質の適否  ３　手数料等の納入  　　給水装置工事申請の設計審査承認後に，給水負担金・設計審査及び工事検査手数料を納  入すること。  ４　工事の着手  　　給水装置工事は，次の項目後に工事着手すること。  　⑴　給水装置工事申請の設計審査承認  　⑵　給水負担金，設計審査及び工事検査手数料の納入  ５　工事変更等の取扱い  　　当初，申し込んだ工事の内容を変更する場合及び工事を中止する場合は次により行う。  　⑴　工事変更をする場合  2-3-2 | 【追記】  委任状様式設定に伴う項目新設 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 新 | 旧 | 備　　考 |
| イ　コアは，変形したり傷つきやすいので取り扱いには十分注意する。  　　ウ　ストレッチャー(コア挿入機のコア取付部)先端にコア取付用ヘッドを取付け，そのヘッドに該当口径のコアを差し込み，固定ナットで軽く止める。  　　エ　ロッド(ハンドル付)を最上部に引き上げた状態でストレッチャーをサドル付分水栓  に装着する。  　　オ　挿入前に，必ず，ボール弁が全開になっているか確認をする。  　　カ　ロッドを手で右回りに回転しながら静かに押し込む。  　　キ　挿入作業は，コアの先端をつぶすおそれがあるので，必ずゆっくり送り込む。  　　ク　コアが穿孔穴にセットされたら，プラスチックハンマでロッド頭部を垂直に，コア  を押し込んでいく。  　　ケ　押し込みが進むと，コアのつばが管面に当たり，ロッドが進まなくなった時点で挿  入が完了する。  　　コ　ハンドルを時間方向に回転させながら，ストレッチャーのヘッドをボール弁上部ま  で引き戻す。  　　サ　ボール弁を閉止し，ストレッチャー及びアタッチメントを取り外し，サドル付分水  栓の頂部にパッキンの入っていることを確認してキャップを取付ける。  防食コア図1　P69  図3‐52　管の内面防食例  ⑽　ダクタイル鋳鉄管(内面エポキシ樹脂粉体塗装)は，専用のドリル(図3‐53 (b))で穿孔し，ゴムを被覆した密着コアを使用する。また，ポリエチレンスリーブ・明示テープを使用すること。  ⑾　水道配水用ポリエチレン管からの分岐は，鋳鉄製サドル分水栓を使用するなど，施工  要領を遵守すること。  ⑿　同一敷地内への分岐は，原則として1箇所とする。  ⒀　道路部分(止水栓又は仕切弁まで)の給水管口径は20㎜以上とする。  3-3-2 | イ　コアは，変形したり傷つきやすいので取り扱いには十分注意する。  　　ウ　ストレッチャー(コア挿入機のコア取付部)先端にコア取付用ヘッドを取付け，そのヘッドに該当口径のコアを差し込み，固定ナットで軽く止める。  　　エ　ロッド(ハンドル付)を最上部に引き上げた状態でストレッチャーをサドル付分水栓  に装着する。  　　オ　挿入前に，必ず，ボール弁が全開になっているか確認をする。  　　カ　ロッドを手で右回りに回転しながら静かに押し込む。  　　キ　挿入作業は，コアの先端をつぶすおそれがあるので，必ずゆっくり送り込む。  　　ク　コアが穿孔穴にセットされたら，プラスチックハンマでロッド頭部を垂直に，コア  を押し込んでいく。  　　ケ　押し込みが進むと，コアのつばが管面に当たり，ロッドが進まなくなった時点で挿  入が完了する。  　　コ　ハンドルを時間方向に回転させながら，ストレッチャーのヘッドをボール弁上部ま  で引き戻す。  　　サ　ボール弁を閉止し，ストレッチャー及びアタッチメントを取り外し，サドル付分水  栓の頂部にパッキンの入っていることを確認してキャップを取付ける。  防食コア図1　P69  図3‐52　管の内面防食例  ⑽　ダクタイル鋳鉄管(内面エポキシ樹脂粉体塗装)は，専用のドリル(図3‐53 (b))で穿孔し，ゴムを被覆した密着コアを使用する。また，ポリエチレンスリーブ・表示テープは，粉体塗装管の名称入りを使用するなど，施工要領を遵守すること。  ⑾　水道配水用ポリエチレン管からの分岐は，鋳鉄製サドル分水栓を使用するなど，施工  要領を遵守すること。  ⑿　同一敷地内への分岐は，原則として1箇所とする。  ⒀　道路部分(止水栓又は仕切弁まで)の給水管口径は20㎜以上とする。  3-3-2 | 【修正】  粉体塗装管用明示テープの使用を指定していたが、汎用品の水道用明示テープの使用へと改正されたため。(出典：水道工事一般仕様書) |
| 新 | 旧 | 備　　考 |
| ⑵　水道メーターの規格  ア　水道メーターの形状及び寸法はJIS B 8570により，指示部については（表3－27）の規格を満たすものとする。  表3－27　指示部の規格   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 口径  (mm) | 型式 | 指示桁数  (㎥以上) | | 13 | 接線流羽根車単乾式（直読式）ショート | 4桁 | | 20 | 接線流羽根車単乾式（直読式） | 4桁 | | 25 | 接線流羽根車単乾式（直読式） | 4桁 | | 30 | 接線流羽根車単乾式（直読式） | 5桁 | | 40 | 堅型軸流羽根車複乾式（直読式） | 5桁 | | 50 | 堅型軸流羽根車複乾式（汎用型　直読式） | 6桁 | | 75 | 堅型軸流羽根車複乾式（汎用型　直読式） | 6桁 | | 100 | 堅型軸流羽根車複乾式（汎用型　直読式） | 6桁 | | 150 | 電磁式水道メーター | 7桁 | | 200 | 電磁式水道メーター | 7桁 | | 50 | 電磁式水道メーター（汎用型液晶直読式） | 6桁 | | 75 | 電磁式水道メーター（汎用型液晶直読式） | 6桁 | | 100 | 電磁式水道メーター（汎用型液晶直読式） | 6桁 | | 150 | 電磁式水道メーター（無線隔測システム取付仕様） | 7桁 | | 200 | 電磁式水道メーター（無線隔測システム取付仕様） | 7桁 |   イ　遠隔指示メーターについては，「各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅等の各戸メーター等設置基準」（資料６）によるものを使用すること。  3-4-10 | ⑵　水道メーターの規格  ア　水道メーターの形状及び寸法はJIS B 8570により，指示部については（表3－27）の規格を満たすものとする。  表3－27　指示部の規格   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 口径  (mm) | 型式 | 指示桁数  (㎥以上) | | 13 | 接線流羽根車単乾式（直読式）ショート | 4桁 | | 20 | 接線流羽根車単乾式（直読式） | 4桁 | | 25 | 接線流羽根車単乾式（直読式） | 4桁 | | 30 | 接線流羽根車単乾式（直読式） | 5桁 | | 40 | 堅型軸流羽根車複乾式（直読式） | 5桁 | | 50 | 堅型軸流羽根車複乾式（汎用型　直読式） | 5桁 | | 75 | 堅型軸流羽根車複乾式（汎用型　直読式） | 5桁 | | 100 | 堅型軸流羽根車複乾式（汎用型　直読式） | 6桁 | | 150 | 電磁式水道メーター | 6桁 | | 200 | 電磁式水道メーター | 6桁 | | 50 | 電磁式水道メーター（汎用型液晶直読式） | 5桁 | | 75 | 電磁式水道メーター（汎用型液晶直読式） | 5桁 | | 100 | 電磁式水道メーター（汎用型液晶直読式） | 6桁 | | 150 | 電磁式水道メーター（無線隔測システム取付仕様） | 6桁 | | 200 | 電磁式水道メーター（無線隔測システム取付仕様） | 6桁 |   イ　遠隔指示メーターについては，「各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅等の各戸メーター等設置基準」（資料６）によるものを使用すること。  3-4-10 | 【修正】  水道メーターの指示桁数の変更 |
| 新 | 旧 | 備　　考 |
| 資料３  ３階直結給水基準  １～５　略  ６　給水装置工事の申込み  申込者は、第５項の規定による協議の結果、３階直結給水方式による給水が可能とされた建物に係る給水装置工事の申込みを行うときは、指定給水工事業者を通じて、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書（鹿児島市給水条例施行規程（昭和５３年水道局規程第１４号）に定める様式第１号）の該当する誓約事項を承諾し、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書を管理者へ提出すること。  ７～８　略  付　則（平成４年３月３１日制定）  この基準は、平成４年４月１日から施行するものとする。  付　則（平成７年３月２３日一部改正）  この基準は、平成７年４月１日から施行するものとする。  付　則（平成１３年３月３０日一部改正）  この基準は、平成１３年４月１日から施行するものとする。  付　則（平成１５年３月２７日一部改正）  この基準は、平成１５年４月１日から施行するものとする。  付　則（平成１６年３月２５日一部改正）  この基準は、平成１６年４月１日から施行するものとする。  付　則（平成２１年３月３１日一部改正）  この基準は、平成２１年４月１日から施行するものとする。  付　則（平成２３年３月２８日一部改正） | 資料３  ３階直結給水基準  １～５　略  ６　給水装置工事の申込み  申込者は、第５項の規定による協議の結果、３階直結給水方式による給水が可能とされた建物に係る給水装置工事の申込みを行うときは、指定給水工事業者を通じて、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書（鹿児島市給水条例施行規程（昭和５３年水道局規程第１４号）に定める様式第１号）に、水圧低下や水量不足が生じた場合、申込者の負担で設備の改善を行うことなどを誓約する３階直結給水に関する誓約書（様式第３号）を添付し、管理者に提出しなければならない。  ７～８　略  付　則（平成４年３月３１日制定）  この基準は、平成４年４月１日から施行するものとする。  付　則（平成７年３月２３日一部改正）  この基準は、平成７年４月１日から施行するものとする。  付　則（平成１３年３月３０日一部改正）  この基準は、平成１３年４月１日から施行するものとする。  付　則（平成１５年３月２７日一部改正）  この基準は、平成１５年４月１日から施行するものとする。  付　則（平成１６年３月２５日一部改正）  この基準は、平成１６年４月１日から施行するものとする。  付　則（平成２１年３月３１日一部改正）  この基準は、平成２１年４月１日から施行するものとする。  付　則（平成２３年３月２８日一部改正） | 【修正】  様式第３号の削除に伴い、文言を修正する。 |
| 新 | 旧 | 備　　考 |
| （施行期日）  １　この基準は、平成２３年４月１日から施行する。  （経過措置）  ２　この基準の施行前に、改正前の３階直結給水基準によりなされた申請等は、この基準による改正後の３階直結給水基準の規定によってなされた申請等とみなす。  付　則（平成２４年１０月１５日一部改正）  この基準は、平成２４年１１月１日から施行するものとする。  付　則（令和３年３月２６日一部改正）  （施行期日）  １　この基準は、令和３年４月１日から施行する。  （経過措置）  ２　この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類とみなす。  付　則（令和４年５月２３日一部改正）  この基準は、令和４年６月１日から施行するものとする。  付　則（令和７年３月６日一部改正）  （施行期日）  １　この基準は、令和７年４月１日から施行する。  （経過措置）  ２　この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する方法により作成された書類とみなす。 | （施行期日）  １　この基準は、平成２３年４月１日から施行する。  （経過措置）  ２　この基準の施行前に、改正前の３階直結給水基準によりなされた申請等は、この基準による改正後の３階直結給水基準の規定によってなされた申請等とみなす。  付　則（平成２４年１０月１５日一部改正）  この基準は、平成２４年１１月１日から施行するものとする。  付　則（令和３年３月２６日一部改正）  （施行期日）  １　この基準は、令和３年４月１日から施行する。  （経過措置）  ２　この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類とみなす。  付　則（令和４年５月２３日一部改正）  この基準は、令和４年６月１日から施行するものとする。 | 【追記】  付則を追記する。 |
| 新 | 旧 | 備　　考 |
| 資料４  直結増圧式給水設計施行基準  １～６　略  ７　給水装置工事の申込み  申込者は、前項の事前協議の結果、直結増圧式による給水が可能とされた建物に係る給水装置工事の申込みを行うときは、指定給水工事業者を通じ、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書（鹿児島市給水条例施行規程（昭和５３年水道局規程第１４号、以下「規程」という。）に定める様式第１号）の該当する誓約事項を承諾し、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書を管理者へ提出すること。  ７～１４　略  付　則（平成１６年３月２５日一部改正）  この基準は、平成１６年４月１日から施行するものとする。  付　則（平成１８年３月１３日一部改正）  この基準は、平成１８年４月１日から施行するものとする。  付　則（平成２１年３月３１日一部改正）  この基準は、平成２１年４月１日から施行するものとする。  付　則（平成２３年３月２８日一部改正）  （施行期日）  １　この基準は、平成２３年４月１日から施行する。  （経過措置）  ２　この基準の施行前までに、改正前の直結増圧式給水設計施行基準によりなされた申請等は、この基準による改正後の直結増圧式給水設計施行基準の規定によってなされた申請等とみなす。  付　則（平成２５年１月２８日一部改正）  この基準は、平成２５年４月１日から施行するものとする。  付　則（令和３年３月２６日一部改正） | 資料４  直結増圧式給水設計施行基準  １～６　略  ７　給水装置工事の申込み  申込者は、前項の事前協議の結果、直結増圧式による給水が可能とされた建物に係る給水装置工事の申込みを行うときは、指定給水工事業者を通じ、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書（鹿児島市給水条例施行規程（昭和５３年水道局規程第１４号、以下「規程」という。）に定める様式第１号）に維持管理誓約書（様式第３号）を添付し、管理者に提出するものとする。  ７～１４　略  付　則（平成１６年３月２５日一部改正）  この基準は、平成１６年４月１日から施行するものとする。  付　則（平成１８年３月１３日一部改正）  この基準は、平成１８年４月１日から施行するものとする。  付　則（平成２１年３月３１日一部改正）  この基準は、平成２１年４月１日から施行するものとする。  付　則（平成２３年３月２８日一部改正）  （施行期日）  １　この基準は、平成２３年４月１日から施行する。  （経過措置）  ２　この基準の施行前までに、改正前の直結増圧式給水設計施行基準によりなされた申請等は、この基準による改正後の直結増圧式給水設計施行基準の規定によってなされた申請等とみなす。  付　則（平成２５年１月２８日一部改正）  この基準は、平成２５年４月１日から施行するものとする。  付　則（令和３年３月２６日一部改正） | 【修正】  様式第３号の削除に伴い、文言を修正する。 |
| 新 | 旧 | 備　　考 |
| （施行期日）  １　この基準は、令和３年４月１日から施行する。  　（経過措置）  ２　この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類とみなす。  付　則（令和７年３月６日一部改正）  （施行期日）  １　この基準は、令和７年４月１日から施行する。  （経過措置）  ２　この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する方法により作成された書類とみなす。 | （施行期日）  １　この基準は、令和３年４月１日から施行する。  　（経過措置）  ２　この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類とみなす。 | 【追記】  付則を追記する。 |
| 新 | 旧 | 備　　考 |
| 資料５  増圧装置の設置を猶予する特例に関する基準  １～６　略  ７　給水装置工事の申込み  申込者は、前項の事前協議の結果、特例直結直圧式による給水が可能とされた建物に係る給水装置工事の申込みを行うときは、指定給水工事業者を通じ、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書（鹿児島市給水条例施行規程（昭和５３年水道局規程第１４号）、以下「規程」という。）に定める様式第１号）の該当する誓約事項を承諾し、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書を管理者へ提出すること。  ８　略  付　則（平成２５年１月２８日制定）  この基準は、平成２５年４月１日から施行するものとする。  付　則（令和３年３月２６日一部改正）  （施行期日）  １　この基準は、令和３年４月１日から施行する。  （経過措置）  ２　この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類とみなす。  付　則（令和７年３月６日一部改正）  （施行期日）  １　この基準は、令和７年４月１日から施行する。  （経過措置）  ２　この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する方法により作成された書類とみなす。 | 資料５  増圧装置の設置を猶予する特例に関する基準  １～６　略  ７　給水装置工事の申込み  申込者は、前項の事前協議の結果、特例直結直圧式による給水が可能とされた建物に係る給水装置工事の申込みを行うときは、指定給水工事業者を通じ、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書（鹿児島市給水条例施行規程（昭和５３年水道局規程第１４号）、以下「規程」という。）に定める様式第１号）に特例直結直圧式給水に関する誓約書（様式第３号）を添付し、管理者に提出すること。  ８　略  付　則（平成２５年１月２８日制定）  この基準は、平成２５年４月１日から施行するものとする。  付　則（令和３年３月２６日一部改正）  （施行期日）  １　この基準は、令和３年４月１日から施行する。  （経過措置）  ２　この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類とみなす。 | 【修正】  様式第３号の削除に伴い、文言を修正する。  【追記】  付則を追記する。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 新 | 旧 | 備　　考 | |
| 資料７  特定施設水道連結型スプリンクラー設備の取扱いについて  １　目　的  医療施設、社会福祉施設における防火安全対策のための消防法施行令等一部改正に伴い，スプリンクラー設置義務の要件が改正された。  そのうち、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の一部については、水道法第３条第９項に規定する「給水装置」に該当することから，ここに取扱いを定めるものとする。また，特定施設水道連結型スプリンクラー設備の計画・調査から設置までの手続きに関しては，（図１）を参照すること。  ２　用語の定義  (1)　特定施設水道連結型スプリンクラー設備  　　 　スプリンクラー設備のうち，その配管が水道の用に供する水管に連結されるなどの構造をもつもので、消防法施行令１２条２項３号の２（※）に規定されているもの。  (2)　水道直結式スプリンクラー設備  　 　特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち，水道法第３条第９項に規定する給水装置に直結する範囲に設置されるもの  (3)　水道連結型水槽式スプリンクラー設備  特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち，受水槽又は補助水槽（以下「水槽」という。）までの配管等が水道の用に供する水管に連結し，水槽以下にスプリンクラー設備を設置するもの  ※　消防法施行令１２条２項３号の２の要旨  「延べ面積から防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分を除いた面積（基準面積）が１，０００平方メートル未満である施設は、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる。」  ３　調　査  (1)　事前調査  指定給水装置工事事業者（以下「指定給水工事業者」という。）は，設計に必要な事項等について事前に十分調査を行うとともに，当該地区（以下「申請地」という。）の配水管情報（管種・口径・水圧・最小動水圧等）及び設計水圧等の調査確認を行うこと。  (2)　留意事項  ア　水道直結式スプリンクラー設備の工事又は整備は，消防法の規定により必要な事項については消防設備士が責任を負うことから，指定給水工事業者は，消防設備士の指導の下で工事を行い，必要に応じて所管消防署等と打合せを行うこと。  イ　消防法に基づく水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり，消防設備士が水道事業 | 資料７  特定施設水道連結型スプリンクラー設備の取扱いについて  １　目　的  医療施設、社会福祉施設における防火安全対策のための消防法施行令等一部改正に伴い，スプリンクラー設置義務の要件が改正された。  そのうち、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の一部については、水道法第3条第9項に規定する「給水装置」に該当することから，ここに取扱いを定めるものとする。また，特定施設水道連結型スプリンクラー設備の計画・調査から設置までの手続きに関しては，（図1）を参照すること。  ２　用語の定義   1. 特定施設水道連結型スプリンクラー設備   　　　スプリンクラー設備のうち，その配管が水道の用に供する水管に連結されるなどの構造をもつもので、消防法施行令12条2項3号の2(※)に規定されているもの。  ⑵　水道直結式スプリンクラー設備  　　特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち，水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結する範囲に設置されるもの  ⑶　水道連結型水槽式スプリンクラー設備  特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち，受水槽又は補助水槽（以下「水槽」という。）までの配管等が水道の用に供する水管に連結し，水槽以下にスプリンクラー設備を設置するもの   * 消防法施行令12条2項3号の2　の要旨   「延べ面積から防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分を除いた面積（基準面積）が1,000平方メートル未満である施設は、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる。」  ３　調　査  ⑴　事前調査  指定給水装置工事事業者（以下「指定給水工事業者」という。）は，設計に必要な事項等について事前に十分調査を行うとともに，当該地区（以下「申請地」という。）の配水管情報（管種・口径・水圧・最小動水圧等）及び設計水圧等の調査確認を行うこと。  ⑵　留意事項  ア　水道直結式スプリンクラー設備の工事又は整備は，消防法の規定により必要な事項については消防設備士が責任を負うことから，指定給水工事業者は，消防設備士の指導の下で工事を行い，必要に応じて所管消防署等と打合せを行うこと。  イ　消防法に基づく水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり，消防設備士が水道事業者 | 【修正(共通)】  ・数値、単位の表記見直し（現行の基準等表記方法に合わせる）  ・番号表記を見直し  （特殊文字の使用を取りやめ） | |
| 新 | 旧 | 備　　考 | |
| 者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分について水理計算等を行うことから，指定給水工事業者は，水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとしているもの（以下「申請者」という。）に対して，申請地の最小動水圧等の配水管の状況等について，情報を提供すること。  ウ　指定給水工事業者は，申請者に対して，給水装置工事申請時に給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書（鹿児島市給水条例施行規程（昭和５３年水道局規程第１４号）に定める様式第１号）（以下「申請書」という。）の該当する誓約事項を了知させた上で，申請書を管理者へ提出すること。  ４　事前協議  特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置する場合は，鹿児島市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に下記の書類を提出し，事前に協議を行うこと。また，同時に消防設備士を通じて，消防局と別途協議を行うこと。  　(1)　位置図  (2)　配管図  (3)　平面図（スプリンクラー系統の配置図）  (4)　立面図（スプリンクラー系統の立面図）  (5)　損失水頭計算書（消防設備士が計算したものを添付）  (6)　スプリンクラーヘッド詳細図  (7)　申請書の写し（既存建物の場合）  (8)　その他，管理者が必要とする書類  ５　条　件  (1)　水道直結式スプリンクラー設備  設計は，以下のとおりとする。ただし，水道直結式スプリンクラー設備のうち，乾式スプリンクラー設備（作動時以外は通水されない構造の水道直結式スプリンクラー設備），直結増圧式給水方式によるスプリンクラー設備（ただし，スプリンクラー設備系統のみの直結増圧式給水方式は不可とする。）等で設計を行う場合は，設置可否を含めて事前に別途協議を行うこと。  ア　水理計算は，次の条件にて行うこと。  (ｱ)　設計水圧  設計水圧は，配水管分岐上で０．１４７メガパスカル（１．５重力キログラム毎平方センチメートル）とするが，３階直結給水の事前協議を不要とする区域は，０．１９６メガパスカル（２．０重力キログラム毎平方センチメートル）とすることができる。ただし，旧５町地域（吉田地域，桜島地域，喜入地域，松元地域及び郡山地域）及び低水圧区域については，事前に関係各課と協議を行い，設置可否を含めて決定する。  (ｲ)　設計水量及び設計放水圧  　 　水道直結式スプリンクラー設備の設計に当たっては，申請者又は利用者に周知することをもって，他の給水用具（水栓等）を閉栓した状態での使用を想定することとし，設計水量及び設計放水圧について以下に示す。  ａ　水道直結式スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドにあっては，最大の放水区 | の施設した配水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分について水理計算等を行うことから，指定給水工事業者は，水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとしているもの（以下「申請者」という。）に対して，申請地の最小動水圧等の配水管の状況等について，情報を提供すること。  ウ　指定給水工事業者は，申請者に対して，給水装置工事申請時に添付提出する水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書（直結式と連結式があり）の内容を確実に了知させておくこととし，また給水装置工事申請受理後に給水装置工事申請書の写しを所管消防署に提出する旨の承諾を得ておくこと。  ４　事前協議  特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置する場合は，鹿児島市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に下記の書類を提出し，事前に協議を行うこと。また，同時に消防設備士を通じて，消防局と別途協議を行うこと。  　⑴　位置図  ⑵　配管図  ⑶　平面図（スプリンクラー系統の配置図）  ⑷　立面図（スプリンクラー系統の立面図）  ⑸　損失水頭計算書（消防設備士が計算したものを添付）  ⑹　スプリンクラーヘッド詳細図  ⑺　給水装置申請・設計書の写し（既存建物の場合）  ⑻　その他，管理者が必要とする書類  ５　条　件  ⑴　水道直結式スプリンクラー設備  設計は，以下のとおりとする。ただし，水道直結式スプリンクラー設備のうち，乾式スプリンクラー設備（作動時以外は通水されない構造の水道直結式スプリンクラー設備），直結増圧式給水方式によるスプリンクラー設備（ただし，スプリンクラー設備系統のみの直結増圧式給水方式は不可とする。）等で設計を行う場合は，設置可否を含めて事前に別途協議を行うこと。  ア　水理計算は，次の条件にて行うこと。  (ｱ)　設計水圧  設計水圧は，配水管分岐上で0.147 ㎫ (1.5 kgf/㎠)とするが，3階直結対象区域は，0.196 ㎫ (2.0 kgf/㎠)とすることができる。ただし，旧5町地域（吉田地域，桜島地域，喜入地域，松元地域及び郡山地域）及び低水圧区域については，事前に関係各課と協議を行い，設置可否を含めて決定する。  (ｲ)　設計水量及び設計放水圧  　　水道直結式スプリンクラー設備の設計に当たっては，申請者又は利用者に周知することをもって，他の給水用具（水栓等）を閉栓した状態での使用を想定することとし，設計水量及び設計放水圧について以下に示す。  ａ　水道直結式スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドにあっては，最大の放水区域 | 【修正(共通)】  ・数値、単位の表記見直し（現行の基準等表記方法に合わせる）  ・番号表記を見直し  （特殊文字の使用を取りやめ）  【修正】  様式第1号の見直しにより、文言の修正 | |
| 新 | 旧 | 備　　考 | |
| 域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数（４以上の場合，４）のスプリンクラーヘッドを同時に使用した場合に，それぞれの先端において，放水圧力が０．０２メガパスカル以上，かつ，放水量が１５リットル毎分で有効に放水することができること。  １５リットル毎分×４栓（最大作動数）＝６０リットル毎分  ｂ　壁及び天井の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合（所管消防署等で確認：内装仕上げが準不燃材料以外の場合）にあっては，放水圧力が０．０５メガパスカル以上，かつ，放水量が３０リットル毎分で有効に放水することができること。  ３０リットル毎分×４栓（最大作動数）＝１２０リットル毎分  イ　材質・構造  (ｱ)　水道直結式スプリンクラー設備の使用材料は，消防法令適合品を使用するとともに，水道法施行令第６条，及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に定められた給水装置の構造及び材質の基準に適合すること。  (ｲ)　停滞水及び停滞空気の発生しない構造とし，水道直結式スプリンクラー設備系統の末端部分は日常使用する非飲用系の器具等（トイレ等）に接続すること。  (ｳ)　結露現象により，周囲（天井等）に影響を与える恐れのある場合は，防露措置を行うこと。  (ｴ)　末端のスプリンクラーヘッドから末端器具までに露出配管がある場合，配管材料には鋼管類を使用すること。  ウ　その他  水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を記した表示板を見やすいところに設置すること（図２）。  (2)　水道連結型水槽式スプリンクラー設備  水道連結型水槽式スプリンクラー設備を設置する場合，水槽以下に関しては給水装置に該当しないが，配水管分岐部から水槽に直結する部分については給水装置に該当するため，水槽までの設計は以下のとおりとする。  ア　設計水量  (ｱ)　補助水槽（消防用水単独水槽）を設ける場合  加圧送水装置の補助水槽と配水管から補給される水量を併せた水量が，消防法令規則第１３条の６第１項第２号及び第４号に規定する水量１．２立方メートル（壁及び天井（壁及び天井の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあってはスプリンクラーヘッドの設置個数（４以上の場合，４）に０．６立方メートルを乗じて得た数），並びに５(1)ア(ｱ)に定める放水量を得られるように，確保しなければならない。  この場合において，補助水槽には，消防法令規則に規定する水量の２分の１以上貯留することが望ましい。  (ｲ)　飲料用との兼用水槽の場合  常時，消防用水量を確保させる構造とすること。  イ　水道直結にて補助水槽へ給水する場合，補助水槽までの停滞水による水質対策として補助水槽系統の給水管分岐部直近に逆止弁を設けること。  ウ　断水時等には，水槽に水が補給されないため，直結式と同様に水道連結型水槽式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を記した表示板を見やすいところに設置す | に設置されるスプリンクラーヘッドの個数（4以上の場合，4）のスプリンクラーヘッドを同時に使用した場合に，それぞれの先端において，放水圧力が0.02 ㎫ 以上，かつ，放水量が15 ℓ/minで有効に放水することができること。  15 ℓ/min × 4栓（最大作動数）＝ 60 ℓ/min  ｂ　壁及び天井の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合（所管消防署等で確認：内装仕上げが準不燃材料以外の場合）にあっては，放水圧力が0.05 ㎫ 以上，かつ，放水量が30 ℓ/minで有効に放水することができること。  30 ℓ/min × 4栓（最大作動数）＝ 120 ℓ/min  イ　材質・構造  (ｱ)　水道直結式スプリンクラー設備の使用材料は，消防法令適合品を使用するとともに，水道法施行令第6条，及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に定められた給水装置の構造及び材質の基準に適合すること。  (ｲ)　停滞水及び停滞空気の発生しない構造とし，水道直結式スプリンクラー設備系統の末端部分は日常使用する非飲用系の器具等（トイレ等）に接続すること。  (ｳ)　結露現象により，周囲（天井等）に影響を与える恐れのある場合は，防露措置を行うこと。  (ｴ)　末端のスプリンクラーヘッドから末端器具までに露出配管がある場合，配管材料には鋼管類を使用すること。  ウ　その他  水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を記した表示板を見やすいところに設置すること（図2 ）。  ⑵　水道連結型水槽式スプリンクラー設備  水道連結型水槽式スプリンクラー設備を設置する場合，水槽以下に関しては給水装置に該当しないが，配水管分岐部から水槽に直結する部分については給水装置に該当するため，水槽までの設計は以下のとおりとする。  ア　設計水量  (ｱ)　補助水槽（消防用水単独水槽）を設ける場合  加圧送水装置の補助水槽と配水管から補給される水量を併せた水量が，消防法令規則第13条の6第1項第2号及び第4号に規定する水量1.2㎥（壁及び天井（壁及び天井の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあってはスプリンクラーヘッドの設置個数（4以上の場合，4）に0.6㎥を乗じて得た数），並びに５⑴ア(ｱ)に定める放水量を得られるように，確保しなければならない。  この場合において，補助水槽には，消防法令規則に規定する水量の2分の1以上貯留することが望ましい。  (ｲ)　飲料用との兼用水槽の場合  　　　常時，消防用水量を確保させる構造とすること。  イ　水道直結にて補助水槽へ給水する場合，補助水槽までの停滞水による水質対策として補助水槽系統の給水管分岐部直近に逆止弁を設けること。  ウ　断水時等には，水槽に水が補給されないため，直結式と同様に水道連結型水槽式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を記した表示板を見やすいところに設置する | 【修正(共通)】  ・数値、単位の表記見直し（現行の基準等表記方法に合わせる）  ・番号表記を見直し  （特殊文字の使用を取りやめ） | |
| 新 | 旧 | 備　　考 | |
| ること（図３）。    図１　スプリンクラー設備の設置フロー図 | こと（図3）。    図1　スプリンクラー設備の設置フロー図 | 【修正】  設置承諾書廃止に伴う、フロー図の修正 | |
| 新 | 旧 | 備　　考 | |
| |  | | --- | | 水道直結式スプリンクラー設備の取扱いについて（重要） | | この建物には、水道直結式スプリンクラー設備が設置されています。  スプリンクラー設備の使用について、その構造を把握してください。また、誤った取扱いで使用すると、スプリンクラー設備が正常に作動せず、消火機能を失う場合がありますので、下記の事項を遵守して下さい。  １．断水時や水道本管の水圧低下時、正常な効果が得られないため、その際は必要な措置を講ずるようにして下さい。  ２．取扱い上の留意事項については、製造者の「取扱説明書」に記載してありますので必ずお読み下さい。  ３．スプリンクラー設備を経由して連結している水栓からの通水状態に留意し、異常があった場合には、水道事業者、又は設置工事を行った者に連絡してください。 | | |  |  |  | | --- | --- | --- | | 連絡先 | | | | 設置者 | 鹿児島市〇〇町〇番〇号  〇〇　〇〇 | 電話　〇〇〇－〇〇〇〇 | | 設置工事者 | 鹿児島市〇〇町〇番〇号  〇〇〇〇設備 | 電話　〇〇〇－〇〇〇〇 | | 水道事業者 | 鹿児島市鴨池新町１番１０号  鹿児島市水道局給排水設備課 | 電話　２５７－７１１１ | |   図２　表示板（水道直結式スプリンクラー設備）の一例   |  | | --- | | 水道連結型水槽式スプリンクラー設備の取扱いについて（重要） | | この建物には、水道連結型水槽式スプリンクラー設備が設置されています。  スプリンクラー設備の使用について、その構造を把握してください。また、誤った取扱いで使用すると、スプリンクラー設備が正常に作動せず、消火機能を失う場合がありますので、下記の事項を遵守して下さい。  １．断水時や水道本管の水圧低下時、又は水槽清掃時等、水槽への補給ができなくなり、正常な効果が得られないため、その際は必要な措置を講ずるようにして下さい。  ２．取扱い上の留意事項については、製造者の「取扱説明書」に記載してありますので必ずお読み下さい。  ３．正常に水槽へ補給するため、水槽への吐水口の点検を定期的おこなってください。  ４．水槽方式からその他の給水方式へ変更する場合は、構造（配管等を含む。）の変更が必要となるため、水道事業者へ届け出るようにしてください。 | | |  |  |  | | --- | --- | --- | | 連絡先 | | | | 設置者 | 鹿児島市〇〇町〇番〇号  〇〇　〇〇 | 電話　〇〇〇－〇〇〇〇 | | 設置工事者 | 鹿児島市〇〇町〇番〇号  〇〇〇〇設備 | 電話　〇〇〇－〇〇〇〇 | | 水道事業者 | 鹿児島市鴨池新町１番１０号  鹿児島市水道局給排水設備課 | 電話　２５７－７１１１ | |   図３　表示板（水道連結型水槽式スプリンクラー設備）の一例 | |  | | --- | | 水道直結式スプリンクラー設備の取扱いについて（重要） | | この建物には、水道直結式スプリンクラー設備が設置されています。  スプリンクラー設備の使用について、その構造を把握してください。また、誤った取扱いで使用すると、スプリンクラー設備が正常に作動せず、消火機能を失う場合がありますので、下記の事項を遵守して下さい。  １．断水時や水道本管の水圧低下時、又は水槽清掃時等、正常な効果が得られないため、その際は必要な措置を講ずるようにして下さい。  ２．取扱い上の留意事項については、製造者の「取扱説明書」に記載してありますので必ずお読み下さい。  ３．スプリンクラー設備を経由して連結している水栓からの通水状態に留意し、異常があった場合には、水道事業者、又は設置工事を行った者に連絡してください。 | | |  |  |  | | --- | --- | --- | | 連絡先 | | | | 設置者 | 鹿児島市〇〇町〇番〇号  　〇〇　〇〇 | 電話　〇〇〇－〇〇〇〇 | | 設置工事者 | 鹿児島市〇〇町〇番〇号  　〇〇〇〇設備 | 電話　〇〇〇－〇〇〇〇 | | 水道事業者 | 鹿児島市鴨池新町１番１０号  　鹿児島市水道局給排水設備課 | 電話　２５７－７１１１ | |   図2　表示板（水道直結式スプリンクラー設備）の一例   |  | | --- | | 水道連結型水槽式スプリンクラー設備の取扱いについて（重要） | | この建物には、水道連結型水槽式スプリンクラー設備が設置されています。  スプリンクラー設備の使用について、その構造を把握してください。また、誤った取扱いで使用すると、スプリンクラー設備が正常に作動せず、消火機能を失う場合がありますので、下記の事項を遵守して下さい。  １．断水時や水道本管の水圧低下時、又は水槽清掃時等、水槽への補給ができなくなり、正常な効果が得られないため、その際は必要な措置を講ずるようにして下さい。  ２．取扱い上の留意事項については、製造者の「取扱説明書」に記載してありますので必ずお読み下さい。  ３．正常に水槽へ補給するため、水槽への吐水口の点検を定期的おこなってください。  ４．水槽方式からその他の給水方式へ変更する場合は、構造（配管等を含む。）の変更が必要となるため、水道事業者へ届け出るようにしてください。 | | |  |  |  | | --- | --- | --- | | 連絡先 | | | | 設置者 | 鹿児島市〇〇町〇番〇号  　〇〇　〇〇 | 電話　〇〇〇－〇〇〇〇 | | 設置工事者 | 鹿児島市〇〇町〇番〇号  　〇〇〇〇設備 | 電話　〇〇〇－〇〇〇〇 | | 水道事業者 | 鹿児島市鴨池新町１番１０号  　鹿児島市水道局給排水設備課 | 電話　２５７－７１１１ | |   図3　表示板（水道連結型水槽式スプリンクラー設備）の一例 | 【削除】  一部文言削除 | |
| 新 | 旧 | | 備　　考 | |
| 資料１０  給水装置自主検査チェックリスト   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 装置場所 | 町  丁目　　　　　番　　　　　号 | 給水装置番号 |  | | | 検 査 項 目 | | | | 確　認 | | １　申請者への説明 | | | |  | | 申請者に工事内容に該当する誓約事項を説明しているか。 | | | |  | | （検査後の確認）竣工図を元に工事内容の説明を行い、竣工図を交付すること。 | | | |  | | ２　屋外の検査 | | | |  | | ①　分岐部オフセットは正確に測定しているか。 | | | |  | | ②　水道メーターは逆付け・片寄りがなく、水平に取り付けているか。 | | | |  | | ③　検針及び取替えに支障はないか。 | | | |  | | ④　止水栓の操作に支障はないか。 | | | |  | | ⑤　止水栓は逆付け及び傾きはないか。 | | | |  | | ⑥　埋設は所定の深さを確保しているか。 | | | |  | | ⑦　管延長は竣工図面と整合しているか。 | | | |  | | ⑧　メータボックスは傾きがなく、設置基準に適合しているか。 | | | |  | | ⑨　室外止水栓のスピンドル位置がボックスの中心にあるか。 | | | |  | | ⑩　メーター番号と給水装置番号（部屋番号）は一致しているか。 | | | |  | | ３　配管 | | | |  | | ①　延長及び給水用具等の位置が竣工図面と整合しているか。 | | | |  | | ②　配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直接接続していないか。 | | | |  | | ③　配管の口径、経路及び構造等が適切か。 | | | |  | | ④　水の汚染、管の破壊、浸食及び凍結等を防止するための適切な措置を行っているか。 | | | |  | | ⑤　逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保が行われているか。 | | | |  | | ⑥　クロスコネクションとなっていないか。 | | | |  | | ⑦　適切な接合が行われているか。 | | | |  | | ⑧　給水管が性能基準品であることを確認したか。 | | | |  | | ⑨　ポンプ直結を行っていないか。 | | | |  | | ４　給水用具 | | | |  | | 1. 給水用具が性能基準品であることを確認したか。 | | | |  | | 1. 適切な接合が行われているか。 | | | |  | | ５　性能検査 | | | |  | | 通水した後，各給水用具からそれぞれ放流し，水道メーター経由の確認及び給水用具の  吐水量、動作状態などについて確認したか。 | | | |  | | ６　受水槽 | | | |  | | ①　容量は設計通りか。 | | | |  | | ②　水撃防止装置は基準に適合しているか。 | | | |  | | ③　波立ち防止板は設置しているか。 | | | |  | | ④　水槽内は清潔か。 | | | |  | | ⑤　吐水口空間は基準に適合しているか。 | | | |  | | ⑥　通気管は基準に適合しているか。 | | | |  | | ⑦　防虫網は設置しているか。 | | | |  | | ⑧　越流管及び排水管は間接排水としているか。 | | | |  | | ⑨　定流量弁（定流量止水栓，流量調整弁），定水位弁及びボールタップは基準に適合  しているか。 | | | |  | | ⑩　流入管と流出管は対称的な位置にあるか。 | | | |  | | ⑪　六面点検は容易に行えるか。 | | | |  | | ⑫　警報装置はあるか。 | | | |  |   参-10-1 | 資料１０  給水装置自主検査チェックリスト   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 装置場所 | 町  丁目　　　　　番　　　　　号 | 給水装置番号 |  | | | 検 査 項 目 | | | | 確　認 | | １　屋外の検査 | | | | | | ①　分岐部オフセットは正確に測定しているか。 | | | |  | | ②　水道メータは逆付け・片寄りがなく、水平に取り付けているか。 | | | |  | | ③　検針及び取替えに支障はないか。 | | | |  | | ④　止水栓の操作に支障はないか。 | | | |  | | ⑤　止水栓は逆付け及び傾きはないか。 | | | |  | | ⑥　埋設は所定の深さを確保しているか。 | | | |  | | ⑦　管延長は竣工図面と整合しているか。 | | | |  | | ⑧　メータボックスは傾きがなく、設置基準に適合しているか。 | | | |  | | ⑨　室外止水栓のスピンドル位置がボックスの中心にあるか。 | | | |  | | ⑩　メータ番号と給水装置番号（部屋番号）は一致しているか。 | | | |  | | ２　配管 | | | | | | ①　延長及び給水用具等の位置が竣工図面と整合しているか。 | | | |  | | ②　配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直接接続していないか。 | | | |  | | ③　配管の口径、経路及び構造等が適切か。 | | | |  | | ④　水の汚染、管の破壊、浸食及び凍結等を防止するための適切な措置を行っているか。 | | | |  | | ⑤　逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保が行われているか。 | | | |  | | ⑥　クロスコネクションとなっていないか。 | | | |  | | ⑦　適切な接合が行われているか。 | | | |  | | ⑧　給水管が性能基準品であることを確認したか。 | | | |  | | ⑨　ポンプ直結を行っていないか。 | | | |  | | ３　給水用具 | | | | | | ①　給水用具が性能基準品であることを確認したか。 | | | |  | | ②　適切な接合が行われているか。 | | | |  | | ４　性能検査 | | | | | | 通水した後，各給水用具からそれぞれ放流し，水道メータ経由の確認及び給水用具の  吐水量、動作状態などについて確認したか。 | | | |  | | ５　受水槽 | | | | | | ①　容量は設計通りか。 | | | |  | | ②　水撃防止装置は基準に適合しているか。 | | | |  | | ③　波立ち防止板は設置しているか。 | | | |  | | ④　水槽内は清潔か。 | | | |  | | ⑤　吐水口空間は基準に適合しているか。 | | | |  | | ⑥　通気管は基準に適合しているか。 | | | |  | | ⑦　防虫網は設置しているか。 | | | |  | | ⑧　越流管及び排水管は間接排水としているか。 | | | |  | | ⑨　定流量弁（定流量止水栓，流量調整弁），定水位弁及びボールタップは基準に適合  しているか。 | | | |  | | ⑩　流入管と流出管は対称的な位置にあるか。 | | | |  | | ⑪　六面点検は容易に行えるか。 | | | |  | | ⑫　警報装置はあるか。 | | | |  | | ⑬　足場、安全さく及び照明はあるか。 | | | |  | | ⑭　施錠はしているか。 | | | |  | | ⑮　排水施設は設置しているか。 | | | |  |   参-10-1 | | 【追記】  様式第１号の見直しによる追記  【修正】  名称変更に伴う修正(メータ→メーター) | |
| 新 | 旧 | | 備　　考 | |
| |  |  | | --- | --- | | 検 査 項 目 | 確　認 | | ⑬　足場、安全さく及び照明はあるか。 |  | | ⑭　施錠はしているか。 |  | | ⑮　排水施設は設置しているか。 |  | | ７　耐圧試験 |  | | 一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けなどのないことを確認したか。 |  | | ８　水質の確認 |  | | ①　残留塩素の確認を行ったか。 |  | | ②　臭いはないか。 |  | | ③　無色透明か。 |  | | ④　固形物及び沈殿物はないか。 |  | | ⑤　味はおかしくないか。 |  | | ９　その他 |  | | ①　届け出の竣工図と現場が一致しているか。 |  | | ②　路面復旧の状態はよいか。 |  | | ③　連絡票は送付しているか。 |  | | ④　維持管理について十分説明しているか。 |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  |  |  | | --- | | 特記欄 |   本工事について上記の項目を確認しましたので報告します。  年　　　月　　　日   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 指定給水装置工事事業者名 | 指定番号 | 主任技術者氏名 | |  |  |  |   参-10-2 | |  |  | | --- | --- | | 検 査 項 目 | 確　認 | |  |  | | ６　耐圧試験 |  | | 一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けなどのないことを確認したか。 |  | | ７　水質の確認 |  | | ①　残留塩素の確認を行ったか。 |  | | ②　臭いはないか。 |  | | ③　無色透明か。 |  | | ④　固形物及び沈殿物はないか。 |  | | ⑤　味はおかしくないか。 |  | | ８　その他 |  | | ①　届け出の完成図と現場が一致しているか。 |  | | ②　路面復旧の状態はよいか。 |  | | ③　連絡票は送付しているか。 |  | | ④　維持管理について十分説明しているか。 |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  |  |  | | --- | | 特記欄 |   本工事について上記の項目を確認しましたので報告します。  年　　　月　　　日   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 指定給水装置工事事業者名 | 指定番号 | 主任技術者名 | |  |  |  |   参-10-2 | | 【修正】  「完成図」を「竣工図」へ名称修正  （鹿児島市水道局指定給水装置工事事業者規程と表記統一） | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 新 | 旧 | 備　　考 |
| を認証したうえで，当該認証機関の認証マークを製品に表示することを認める。  ⑶　認証マークの種類  ア　基本基準適合品に表示する認証マーク  水道法第16条に基づく給水装置の構造及び材質に関する基準に適合する製品に認証マークを表示することができるもの。      　　イ　基本基準適合品で寒冷地仕様，及び一般・寒冷地用共用仕様製品に表示するマーク    **①　寒冷地仕様の場合**  **②　一般・寒冷地用共用仕様の場合**  ウ　特別基準適合品及び技術基準適合品に表示するマーク  ⑷　認証マークの表示  認証マークの表示は，購入者が容易に識別でき，かつ，容易に消えない方法で本体又は最小梱包ごとに見やすい箇所に表示する。    参-11-3 | を認証したうえで，当該認証機関の認証マークを製品に表示することを認める。  ⑶　認証マークの種類  ア　基本基準適合品に表示する認証マーク  水道法第16条に基づく給水装置の構造及び材質に関する基準に適合する製品に認証マークを表示することができるもの。  (ｱ)　シール又は印刷等による場合の基本の形状・寸法及び色調    (ｲ)　打刻，鋳出し等による場合の種類及び基本の形状・寸法      　　イ　基本基準適合品で寒冷地仕様，及び一般・寒冷地用共用仕様製品に表示するマーク    **①　寒冷地仕様の場合**  **②　一般・寒冷地用共用仕様の場合**  ウ　特別基準適合品及び技術基準適合品に表示するマーク  家庭用の水道器具が厚生労働省令で定める基準に加え，他の性能を付加した基準（特別基準）に適合し，また，水道事業用の資機材や薬品が厚生労働省令で定める基準（技術的基準）に適合する製品に認証マークを表示することができるもの。  (ｱ)　シール又は印刷等による場合の基本の形状・寸法及び色調    参-11-3 | 【削除】  多様な寸法の認証マークがあることから寸法表記を削除 |
| 新 | 旧 | 備　　考 |
| ⑸　記号の説明    3.3　ＪＩＳ表示品  　　平成16年6月9日付で改正工業標準化法が公布され，従来のＪＩＳマーク表示制度の国（主務大臣）による認定制度から，国が登録した民間の第三者機関（以下「登録認証機関」という。）が行う認証制度として，平成17年10月1日に施行された。  この制度は，登録認証機関の登録基準としてＩＳＯ／ＩＥＣ（国際標準化機構／国際電気標準会議）のガイドラインを採用して国際的な適正評価制度となっており，登録認証機関が製造工場の品質管理体制を審査し，かつ，製品のＪＩＳ適合試験をすることにより，ＪＩＳマークの表示を認めるものである。  ＪＩＳ規格に基づく製品は，製造時業者自らが自己認証するものとＪＩＳマーク表示品があり，ＪＩＳマーク表示品には，ＪＩＳマークと認証機関のマークが表示されており，構造・材質基準に適合しているものは，認証品といえる。  参-11-4 | (ｲ)　打刻，鋳出し等による場合の種類及び基本の形状・寸法      ⑷　認証マークの表示  認証マークの表示は，購入者が容易に識別でき，かつ，容易に消えない方法で本体又は最小梱包ごとに見やすい箇所に表示する。    ⑸　記号の説明    3.3　ＪＩＳ表示品  　　平成16年6月9日付で改正工業標準化法が公布され，従来のＪＩＳマーク表示制度の国（主務大臣）による認定制度から，国が登録した民間の第三者機関（以下「登録認証機関」という。）が行う認証制度として，平成17年10月1日に施行された。  この制度は，登録認証機関の登録基準としてＩＳＯ／ＩＥＣ（国際標準化機構／国際電気標準会議）のガイドラインを採用して国際的な適正評価制度となっており，登録認証機関が製造工場の品質管理体制を審査し，かつ，製品のＪＩＳ適合試験をすることにより，ＪＩＳマークの表示を認めるものである。  ＪＩＳ規格に基づく製品は，製造時業者自らが自己認証するものとＪＩＳマーク表示品があり，ＪＩＳマーク表示品には，ＪＩＳマークと認証機関のマークが表示されており，構造・材質基準に適合しているものは，認証品といえる。  参-11-4 | 【削除】  多様な寸法の認証マークがあることから寸法表記を削除 |
| 新 | 旧 | 備　　考 |
| 資料１５  水　質　管　理  　給水装置から出る水は，水道法に基づき水質基準に適合する水が供給されているが，末端の給水装置において，汚染されることがあってはならない。  　給水装置の設計，施工及び維持管理に当たっては，細心の注意と機能点検の確認をしなければならない。  １　水質基準（法第４条第１項）  水道により供給される水は，次に掲げる要件を備えるものでなければならない。  　⑴　病原生物に汚染され，又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。  　⑵　シアン，水銀その他の有害物質を含まないこと。  　⑶　銅，鉄，フッ素，フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。  　⑷　異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。  　⑸　異常な臭味がないこと。ただし，消毒による臭味を除くこと。  　⑹　外観は，ほとんど無色透明であること。  ２　水質基準項目及び水質管理目標設定項目  　　水道により供給される水は，省令等に掲げる基準に適合するものでなければならない。各項目について，以下に示す。  (1)　水質基準項目  「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）  ※令和6年4月1日より厚生労働省から環境省へ所掌変更。  ⑵　水質管理目標設定項目  「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」  （平成15年10月10日健水発第1010004号）  ※令和6年4月1日より厚生労働省から環境省へ所掌変更。  参-15-1 | 資料１５  水　質　管　理  　給水装置から出る水は，水道法に基づき水質基準に適合する水が供給されているが，末端の給水装置において，汚染されることがあってはならない。  　給水装置の設計，施工及び維持管理に当たっては，細心の注意と機能点検の確認をしなければならない。  １　水質基準（法第４条第１項）  水道により供給される水は，次に掲げる要件を備えるものでなければならない。  　⑴　病原生物に汚染され，又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。  　⑵　シアン，水銀その他の有害物質を含まないこと。  　⑶　銅，鉄，フッ素，フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。  　⑷　異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。  　⑸　異常な臭味がないこと。ただし，消毒による臭味を除くこと。  　⑹　外観は，ほとんど無色透明であること。  ２　水質基準項目及び水質管理目標設定項目  　　水道により供給される水は，省令等に掲げる基準に適合するものでなければならない。各項目について，以下に示す。  (1)　水質基準項目  「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）  ⑵　水質管理目標設定項目  「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」  （平成15年10月10日健水発第1010004号）  参-15-1 | 【追記】  管轄省庁の変更に伴う追記 |